

消防団員の懲戒処分について

1 被処分者

| 所属 | 職名 | 年代 | 性別 |
|-----|-----|-----|----|
| 消防団 | 副団長 | 50代 | 男性 |

2 事案の概要

被処分者は、令和4年4月から令和5年5月頃まで、地元の自治会で組織されている「消防後援会」からの消防団活動を側面支援するための支援金である消防後援会費及び市の予算から支出している消防団運営交付金の公金等、合わせて1,994,633円を私的に流用した。

発覚した経緯については、定められた期日までに被処分者から令和4年度分の各経理簿冊の提出がなかったため、消防団事務局より電話連絡や自宅訪問を再三にわたり行い、当該経理簿冊の提出を求めるも、面会に応じてもらえなかったが、令和5年8月18日（金）に、被処分者が消防局に来庁し、公金等を私的に流用していた事実を口述し、発覚した。

被処分者は、近日中に当該公金等を全額返済する意思を示しているが、今後、約束した期日までに返済がなかった場合は、警察に相談するなど、刑事告訴も視野に入れた対応を検討する。

3 処分内容

免職

※ なお、懲戒免職のため、関係条例の規定により、退職報償金は支給されない。

4 処分理由

前橋市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第7条第1項第3号に該当する。

（参考：前橋市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第7条第1項）

第7条 団長は、団員が、次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告し、停職し、又は免職することができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

5 処分年月日

令和5年8月28日

6 再発防止策

消防団員に向け、公金等の取扱いについて改めて研修を行うとともに、複数人での管理によるチェック体制の強化や定期的な監査により不適正な会計の根絶を行い、適正な執行を徹底させる。